飲食店への営業時間短縮要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、まん延防止等重点措置の対象となった区域にある飲食店に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の６第１項に基づき、下記のとおり営業時間の短縮要請を行います。また、要請に応じていただいた店舗に対する協力金の支給を行います。

記

１．営業時間の短縮要請の概要

（１）要請内容　営業時間の短縮要請

（２）対象区域　静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町

（３）対象施設　飲食店（※通常の営業時間が午前５時から午後８時までの場合は、営業時間短縮要請の対象外）

（４）要請期間　令和３年８月８日（日）０時から令和３年８月 31 日（火）24 時まで［２４日間］

※準備期間８月８日～１１日の４日間、１２日以降の営業時間の短縮は必須

（５）営業自粛時間　午後８時から午前５時まで

・酒類提供（利用者による酒類の持ち込み含む）は行わない事）

・カラオケを行う設備を提供している場合、当設備の利用を終日停止すること（カラオケボックスは対象外）

２．協力金制度の概要

（１）対象事業者　対象区域内で要請に応じた事業者

・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主

・静岡県暴力団排除条例第２条に規定する暴力団関係者でないこと

（２）支給条件

・ふじのくに安全安心認証を申請する等、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること

・時短要請準備期間を除き、全ての期間において要請に応じていること

（３）金額

・中小企業：３万円～10 万円（日あたり売上高の４割）× 協力日数（店舗あたり）

・大企業（中小企業で希望する者を含む）：（日あたり売上減少額の４割）※ × 協力日数（店舗あたり）

※上限額は 20 万円又は前年度若しくは前々年度の１日当たり売上高の４割のいずれか低い額

＜協力金支給、不支給の例＞（感染拡大防止の取組みを行い、営業時間の短縮を実施○）

ケース	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	～	28日	29日	30日	31日	協力金
	時短要請(準備)期間				時短要請期間									
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給（24 日分）
②	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給（23 日分）
③	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給（22 日分）
④	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給（21 日分）
⑤	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給（20 日分）
⑥	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	不支給
⑦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	不支給